

健康

高齢者用23価肺炎球菌ワクチン予防接種（定期接種）のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者

- ①令和4年度中に右表の年齢に達する人
  - ②60～64歳で心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい、身体障害者手帳1級に該当する人
- ※対象者には、個別に予診票をお送りします。

接種期間

- ①の対象者……4月1日～令和5年3月31日
  - ②の対象者……65歳を迎える年度の末日まで
- ※接種期間を過ぎると任意接種扱いとして全額自己負担となります。

接種回数 1回

接種費用 2,000円 ※生活保護世帯や市民税非課税世帯に該当する場合は、接種料金が無料になります。接種前に本人確認ができるもの（健康保険証・運転免許証など）を持参し、健康課または各支所で申請してください。該当者には「免除証明書」を発行します。

令和4年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者 *過去に、23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます	
65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

【自己負担金免除証明書の申請に必要なもの】

- ①窓口に来る人が本人または同世帯の親族の場合
  - ・窓口に来る人の本人確認ができるもの
  - ・運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きであれば1種類
  - 健康保険証、介護保険証などであれば2種類必要
- ②窓口に来る人が別世帯の親族などの場合
  - ・窓口に来る人の本人確認ができるもの（①と同じ）
  - ・委任状（市ホームページからダウンロードできます）※委任状は接種者本人が記入してください



接種方法 医療機関に事前予約し、当日は予診票、健康保険証、自己負担免除者は証明書を持参してください。

実施医療機関 ・三豊市・観音寺市内の協力医療機関  
・県内の協力医療機関

お知らせ

各種申請書などの  
押印を見直しました

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000

市では、申請時の負担を軽減するため、市へ提出する申請書などへの押印義務付けの見直しを行いました。なお、国の法令などで押印の義務付けがある場合は、引き続き押印が必要となります。

**留意事項**

- ①押印の義務付けを廃止した申請書などで、これまでどおり押印された場合でも受け付けます。
- ②署名（自署）や本人確認を求めるところがあります。

※詳しくは、各担当課に直接お問い合わせください。

お知らせ

国保人間ドックのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

**国保人間ドックの申し込みについて**

**対象者**  
国民健康保険加入者で、昭和23年4月1日～昭和58年3月31日生まれの人  
※保険証の適用開始年月日が令和4年4月1日以前の人に限りです。  
※案内は3月下旬に対象者のいる世帯へ郵送しています。

**申し込み方法**  
今年度は従来の「申込書提出」方式となります。  
3月下旬に郵送した案内をよく確認し、健康課または各支所へ提出してください。

**申し込み期間** ※提出期間厳守  
三豊総合病院第一希望者のみ  
4月4日（月）  
他の実施医療機関希望者  
4月5日（火）～4月15日（金）  
※平日の午前8時30分～午後5時15分

お知らせ

4月から

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の  
仮徴収が始まります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

年間保険税（料）の  
仮徴収と本徴収について

年金支給月	天引きされる金額	
仮徴収	4月	2月と同額
	6月	2月と同額
	8月	2月と同額
本徴収	10月	年間保険税（料）額のうち仮徴収で納められなかった額を3分割
	12月	
	翌年2月	

**仮徴収（公的年金からの天引き）対象の人**  
仮徴収とは、年間の保険税（料）額が決定する前に、4・6・8月の年金支給日に保険税（料）を天引きする制度です。天引き額は、令和4年2月の天引き額と同額になります。2月に天引きされておらず、新たに天引きが始まる人は、令和2年中の所得を元に仮計算された保険税（料）の6分の1相当の額が天引きされます。（介護保険料・後期高齢者医療保険料のみ）  
令和4年度の保険税（料）額が決定後、令和4年10月以降の天引き分で残りの保険税（料）額の調整が行われます。  
仮徴収の新規対象者には4月上旬に通知を送付しますのでご確認ください。

年金天引きの開始時期と年金天引きの停止の可否

保険の種別	国民健康保険税 (65歳以上 75歳未満)	介護保険料 (65歳以上)	後期高齢者 医療保険料 (75歳以上)
年金天引き の開始時期	10月	4月、6月 8月、10月	4月、10月
年金天引き の停止	可	不可	可

**保険税（料）の納付方法について**  
年間保険税（料）額の決定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。年金天引きは、年金機構による天引き可能対象者が決まり次第、自動的に始まります。天引き開始時期および停止の可否については左の表をご覧ください。  
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ、年金天引きを停止して口座振替に変更することが可能です。希望する場合は、税務課または各支所へお申し出ください。

くらし

自動車税（種別割）の減免申請を受け付けます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。

**令和4年度自動車税（種別割）（県税）申請期間**  
4月1日（金）～5月26日（木）  
午前8時30分～午後5時15分  
※土日、祝日は除く

**受付場所・問い合わせ**  
県税事務所（高松合同庁舎内）  
☎087（806）0314

**出張受付**  
日時 4月13日（水）、20日（水）  
5月18日（水）  
午前9時～午後4時

**受付場所・問い合わせ**  
西讃県民センター（三豊合同庁舎内）  
☎25・5200  
（必ず事前にお問い合わせください）

**令和4年度軽自動車税（種別割）（市税）**  
すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。4月に送付する通知をご確認ください。ただし、令和3年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。

**申請期限** 5月24日（火）まで

**受付場所** 税務課または各支所

※自動車税（種別割）【県税】の減免を受けている人は、軽自動車税（種別割）【市税】の減免申請はできません。

